

様式2（第3の6関係）

会議の概要

1 会議名（審議会名）	宝塚市社会福祉審議会小委員会（令和2年度第3回）
2 開催日時	令和2年（2020年）9月7日（火）午後6時～午後8時
3 開催場所	宝塚市役所 3階 3-3会議室
4 出席委員（敬称略）	松岡克尚、井上聖、井出雄二、齊賀今日子 （臨時委員）今北さゆり、川口圭子、伊藤恵美子、樋野暁子、大谷喜久、志方龍、米田直人
5 公開不可・一部不可の場合の理由	
6 傍聴者数	0人
7 公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可
8 議題及び結果の概要	<p>（議事）</p> <p>（1）宝塚市第5次<sup>がい</sup>障害者施策長期推進計画の素案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回からの修正箇所の確認</li> <li>・基本的理念についてのご意見等の確認</li> </ul> <p>（2）宝塚市障害福祉計画（第6期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第2期計画）の素案について</p> <p>（3）その他</p> <p>（議事録）</p> <p>（1）宝塚市第5次<sup>がい</sup>障害者施策長期推進計画の素案について</p> <p><b>【会長】</b></p> <p>これは事前に皆様のご自宅にお届けしておりますので、事前に目をお通しいただけているかと思うのですが、改めてご覧いただきまして、特にご自身のほうから問題提起いただいたところを、よくご覧いただき、この修正で問題ないかどうかというところをチェックいただけたらと思います。</p> <p>理念について、今回は特に修正等は反映されていませんが、もし何かありましたらこの場でお示しいただけたらと思います。</p> <p>強度行動<sup>がい</sup>障害については前回もいろいろご意見を承りましたが、計画に載せるのではなくて、実際に教育委員会に、この件をお伝えさせていただいて、そのことは承知したと、それから問題意識として伝わったということがあったという</p>

報告がありましたので、それでいいかどうかということも、またご意見いただけたらと思います。

#### 【委員】

私のほうから申し上げていたのは、社会参加の促進というところですが、変えていただいている内容について少し変更していただきたいと思うところは、<sup>がい</sup>障害のある人のスポーツとあるのですが、人でもいいのか分からないけど、<sup>がい</sup>障害のある市民のというほうがいいのかと思っています。ここは修正してくれとか、してくれないとか言っていなかったかも知れないですが、ある人というの言い方あるのかも分からないけど、市民というほうが、もう一つインパクトあるのではないかとしたりもして申し上げています。

それと、その下の社会参加を促進するスポーツ環境の整備について検討しますと、前回も申し上げたとおり、もう検討の時期は過ぎているということを申し上げたと思うのです。あくまでも検討という形にしているのは、なぜなのかというのが私にとっては後ろ向きだと。当然としてスポーツ推進であるとか文化芸術について法律上、やりなさいと。いわゆる社会参加というよりも地域の中で一人の人間として普通に生きていくための一つの課程であるという考えの下に、これが出されているわけですから、検討するのではなくて、共に進んでいきますみたいな前向き言葉が私は欲しいと前にも申し上げたと思うのですが、なぜこんな形になったのかというのが、はっきり申し上げて、ここは、昔から言っていることなので、非常に情けないという気持ちが私のほうにあるのですが、なぜこうなったのかを説明してください。

#### 【会長】

そうしたら、32 ページのところでは<sup>がい</sup>障害のある人ではなくて、<sup>がい</sup>障害のある市民にしたかどうかということと、それから検討という言葉が少し消極的なので、もう少し積極的な言葉にしてほしいということです。

#### 【事務局】

今、ご指摘いただきました2点について、まず1点目、障害のある人の表現につきましては、この計画全体を通して表現についてですが、一定、この障害のある人というのを共通して使わせていただいているというのがございます。それを、ここの部分だけを修正させていただくのか、それとも全体的な部分を含めて、この人というのを市民に変えさせていただくのかというのは、ご議論いただけたらとは思っております。

あと2点目の整備について、検討しますの部分ですが、前回もご指摘いただきまして、我々のほうも検討はさせていただきました。なぜ、この検討しますという文言で残っているのかということですが、現時点で市が単独で施設を整備するというのは、なかなか困難な部分があるというのが、実情ではございます。その中で、前回もお話のありました民間の団体等と協議する中で一緒に作り上げていくというのも可能性があると思っておりますし、あとは現在も伊丹市のプール等を活用させていただきながら宝塚市民の方が活用いただける、このスポーツ施設というようなやり方もっておりますので、そういった意味で環境を整備することを、いろいろな方法で考えていけたらという意味合いで、この検討しますという表現にさせていただいたところがございます。

#### 【委員】

全ての市の計画の中で、市民協働という言葉が頻繁に出てきていて、皆さんと一緒に考えながら、お金を使うだけではなくて、みんなで考えましょうというようなところが言われてきていて、その場がぶらざこむの中であるわけですから、検討の段階はもう過ぎていて、私は協働で何をしていくのかというのが、やはり計画の中で必要であると感じているわけです。だから、協働でやるとか、そういう言葉を使うのであれば当然、一緒に考えましょうという言葉を入れるべきだと私は思います。今、伊丹市の話が出ましたが、それは行政が考えて提案されて締結に至ったわけではなくて、もともとは伊丹市の市立のプールですから市民しか使えない。だけど、宝塚市がそういうものないでしょう、一緒にやれたらどうですか、お金をこちらから出すから使わせてくださいというのは、

これは市から出たのではないです、アイデアとしてというか考え方として。あるものを利用していこうという考え方が今までなかったから進んでないと私は取っているわけです。ですから、この辺は、やはり何をどうしていくかというのは協働で考えていくというものの考え方を足していかなければ、これは長期推進計画で先の計画ですから、現状ではなくて、これから先の取組をどうしていくかということを、明確に書いていく必要があると思いますので、これ一つ取っても、前へどうやって進むのですかという明確な答えが出てこないということになりますから、協働でやっていくのですということを、しっかりうたっていただきたい。

**【事務局】**

今、委員がおっしゃっていただいたような形で、協働での取組を進めていくという形でありましたら、こちらの表記のほうを変更させていただいて、今後そのような方向性で考えていけるとは思っております。そのような形で修正をさせていただきます。

**【会長】**

それでは、検討というところは、協働で進めていきますというような文言に変わるということでもよろしいですか。障<sup>がい</sup>碍のある人というのは、障<sup>がい</sup>碍のある人でよろしいですか。市民云々というのだったら、理念のほうで書いたほうがいいですが。

**【委員】**

全部変えるという話ですから。

**【事務局】**

そうしましたら、先ほど1点目のほうの障<sup>がい</sup>碍のある人の表記につきましては、どうさせていただいたらよろしいでしょうか。

**【会長】**

理念のところには市民と協働していくというようなことを書

けばいいかというふうに申し上げたつもりですけど、障害のある人は、そのまま、障害のある市民とすると宝塚市民だけみたいなニュアンスを、少し与えてしまうという気もしますので、ここで委員がおっしゃる市民というのは、例えばここ、障害のある人ということから考えると、アスリートとか、そういう何かパラリンピックに出るような、そういう特定の恵まれた人ではなくて、誰でもという、そういうニュアンスで市民という言葉をお使いになったのではないかと思いますけれども、むしろ、そういう理念的なところは、理念のところ、やはり強調したほうがいいかと。何もなく障害のある市民とやってしまうと、宝塚市民しか対象にしませんみたいな、逆に排他的な印象を与えかねないと思ったので、だから、私は障害のある人でいいと思うのですが、もし皆さんのほうで何か違うご意見があれば。

#### 【委員】

先ほど、最後のところで強度行動障害の部分について、教育だけという話があったと思うのですが、全体として、強度行動障害であるとか、そういうことに関するものを、どうやって教育の時代でなくて、高齢者もいらっしゃるという中で、人生の中で始まりから終わりまで、ずっとそういう障害をお持ちの方がいらっしゃるし、後からもなる可能性があります。それを、教育だけという形でなくて、全体的に、社会的に生活しづらい人に対する支援という形の内容というのは、どこかで入ってくるのですか。この強度行動障害について、私が非常に気になるのは、行動援護でも、こういう障害のある方にする中で、普通のガイドではなくて、やはり1プラス、2プラス、前へ進める形をしていくという中で強度行動障害が、いろんなところにかかわってくるのではないかと私は思っているわけです。

#### 【事務局】

先ほどの強度行動障害に関する説明でございますが、前回のこの小委員会の中で、それぞれの障害特性に応じて、いろいろな取組をしていかないといけないというのは我々も感じているところではございますが、一つだけ今回、強度行動障

碍<sup>がい</sup>だけを計画の中に記載するというよりも、今、そこを問題として前回ご指摘いただきましたので、教育委員会の担当職員に今後、取組の中で、そこも意識した研修体制はとっていただいたいということで、伝えているというところです。もちろん教育だけの問題ではなくて、我々も含めて、そういう強度行動障碍<sup>がい</sup>の部分についても取組は進めていかないといけないという意識は持っているところです。ですので、強度行動障碍<sup>がい</sup>を特別にこの計画に書くというようなことは、現段階では考えていないというところでございます。

#### 【委員】

文言のニュアンスだけですけど、20 ページです。相談支援体制の強化というところですけども今回、相談支援体制の強化の1 番目の施策として相談支援体制を強化していく。やはり肝になるのが、基幹相談支援センターです。これが新たに設置されるというところ、それから日常生活圏域の7ブロックに対して相談支援事業所を各1 か所配置というところ、文言としてはきちっと入れていただけているんですけども、まず基幹型の相談支援センターというところ、これについては、当面は行政の中に、そういうチームができる、そこまで書く必要はないのかもしれないですけども、この基幹型というのは、どういった形でどこにできるのかというものまで踏み込んで書くかどうかというところと、それから日常生活圏域の7地区に各1 か所となっているのですけども、こういう計画を見られる方が、宝塚市が7ブロックに分かれているということはお存じの上なのかもしれないのですけれども、宝塚市の7地区全ての日常生活圏域に各1 か所配置する、そういう形で相談体制を強化するのだということを、より分かりやすくする方法もあると改めて思いましたので、絶対に変えてほしいということでもないので、本当にニュアンスだけの問題かも分からないですけど、意見として言わせてもらいました。

#### 【事務局】

今、ご指摘いただきました1 点目の基幹相談支援センターにつきましては、当面行政のほうで行う予定としております

けども、ゆくゆくは民間のほうへの委託というのを想定した形でスタートしたいというところがございます。現在、この計画が令和3年度から6年間の計画というところで進めていくことになるのですが、民間への委託につきましては、今のところ何年度にというのが確定しているわけではないという状況です。できましたら、この基幹相談支援センターの役割というのが明確になりまして、その役割の中で民間のほうに引き継いでいくことができる目途が立ちましたら委託に切替えというのを考えておりますので、この基幹相談支援センターが行政であれ、民間への委託であれ、やる内容については一緒と考えておりますので、ここには行政という形で特定するような表記は必要ないのではないかとというのが事務局としての考えでございます。

#### 【委員】

書き方としては先ほど言われたとおり変えなくてもいいのかも分からないのですが、ただ、これから組み立てていく中で非常に分かりにくいというところが幾つかあるのではないかと思います。皆さんがイメージしていただく上で、これがどんなふうにイメージされているのかが皆さん、違うのではないかという気もするので、少しご質問させていただきたいと思うのですが、日常生活圏域の7地域にというのがありましたけど、では、これはどういう事業所がやるのか。いわゆる民間で、それとも、これも行政がやるのかというような単純な疑問も出てくるでしょうし、そして私が心配するのは、この7つの真ん中に基幹型として宝塚市があるわけですが、そうすると、この7つの連携であるとか、つながりというのは市を通さなければ起こらない、それとも、この7つの中で、どうやって連携を取っていくのか、それがイメージ的に出てこない。その方法というのは、やはりどこかでお示ししていただかなければならない内容ではないかと思っています。

それと、障害保健福祉主管課長会議、令和2年3月号ですが、けれども、またその中では相談支援事業所の充実では基幹相談支援センターと主任相談支援専門員の計画的な設置、養成や専門コース別研修の新たな研修メニューとして意思決定支

援研修が加わったことなどが周知されていますという話です。運営するために、ちゃんとしたものを組み立てていきなさいというのが、この主管課長会議の中で出ている内容なのです。その辺が具体的に皆さんにご説明してもらって、こういうのを次にやっていきますという計画を出していただかないと、なかなか成功するもので私はないと思っています。

だから、基本的に市がやります、7つの地域で1か所ずつと言われても、やり方によって、育て方によって、結果的にはいいものになるか、書いただけのものになるかという話になってきますから、その辺のお示しというのは、いつどのような形でされるのか、計画のあり方というものを、もう少し聞かせていただきたいと思っています。

#### 【事務局】

まず基幹相談支援センターですが、国のほうで示されている役割の主なものとしまして、総合相談、専門相談の部分で、2点目が地域移行、地域定着に関すること、3点目が権利擁護、虐待防止に関すること、4点目が地域の相談支援体制の強化の取組ということとなっております。

先ほどご指摘いただきましたように、宝塚市におきましては日常生活圏域7地区に各1か所ずつ委託の相談支援事業所を配置するということになっておりまして、基幹相談支援センターの役割としては、地域の相談支援体制で、そこに係る人材の育成につきましても基幹相談支援センターの役割であろうと認識はしております。ただ、この委託の相談支援事業所につきましても、各エリアによって特色が出てくると思っておりますので、今後、地域活動をしながら各エリアに特化した動き方というのも出てこようかとは想定しております。

大きな相談支援体制としましては、基幹相談支援センターを中心に、日常生活圏域ごとに配置する委託の相談支援事業所と、計画を作成します特定の相談支援事業所、この3層構造でやっていきたいと考えているところがございます。特定の相談支援事業所はエリアを決めておりませんので、さまざまな委託の相談支援事業所との連携というのがあろうかと思っております。委託の相談支援事業所はエリアが決まっておりますので、そのエリアにいらっしゃる市民の方を支援していくと。



その中で基幹相談支援センターとしましては、多機関にわたるようなものであるとか、それぞれのご家庭、多問題を抱えておられるご家庭であるとか、調整が必要な部分については基幹相談支援センターもバックアップしていくというような形をイメージしているというところでございます。

**【会長】**

ここについては、まず1つは基幹相談支援センター1か所というのが、いずれ民間に委託するかもしれませんが、取りあえず宝塚市が直営で作るということは、もう決まっているみたいなことなので、それは書いてもいいのではないかと思いますのですが。基幹相談支援センター、括弧、宝塚市が直接とか、何か直営でとかいう文言を入れて、その後どうするかということは、ここはまだ何も決まってないので、そこまでは書けないだろうということかと思いますが。

**【委員】**

今、説明いただいたように、スタート時点では行政というところになったとしても、6か年の計画という視点でいくと、行政ということが、いつまでも文言として残るというのも、また具合悪いのかというのが、ご説明で納得できたところもあって、理解がいろいろできるような形にしておくほうが、もしかしたら、いいのかもしれないという思いもありますので、行政が行う基幹型相談支援センターという形のほうが分かりやすいと思ったのですが、しかし、そこまで書かないほうがいいのかも分かりません。6か年といったら結構長いから、そこまでに、形態がだいぶ変わってくる可能性もあると思いますし、本来でいえば基幹型があって、委託があって、特定相談という3層構造というところが、うまく機能していかなければならないというところだと思うのですが、現在の表記の仕方としては、こういう形のほうが無難なのかもしれないというのは、ご説明聞いた上では、そう思ったのですが、いかがですか。

**【委員】**

基幹相談支援センター、そして地域生活支援拠点について

は、いつまでにしなければならなかったと。ここでスタートしますというのがあります。だけど、その後、どうやっていくかというのは、次の段階で考えていかなければならないと思うのです。だから、6年の間にできればいいというものでもないし、川西市はできたみたいなのを言っていて、あの程度ではという声も聞こえますけども、川西市にすれば今までなかったものが大きな前進をしたと私は取っているのです。当然、それぞれの市町村において、それぞれの絵を描いていくというのは当然であるのですが、前へ進んでいくという意味では、すごく長いこと検討が続いているわけです。変遷もいろいろあった。別府市方式、それから西宮市方式、いろいろ出て、最後は西宮市という話もあった。では、モデルとするケースはどこなのか。文字を並べられても、大体分かる、でもイメージわからないでは、どうするのですかというところだと思います。どっちにしても共生型のサービスの整備促進というのは、先ほど言った国のほうでも定めてきているわけですから、もう少し、この文言はこれだけにしても、どうするということを、もう少し早くに具体的なものを自立支援協議会なり何なりでお示ししながら議論いただくというようなことも、どこか書いておかないと、いつどこで誰がどうやって何をするのというのが全く見えてこないという結果にはならないですかというのが私の心配です。

#### 【会長】

委員がおっしゃったことは、とてもそのとおりで、これからそういうところは丁寧に見ていかないといけないことだとは思いますが、ただ、この計画というのは、計画を立てたらそれで終わりではなくて、これをどうやって回していくかということが、これから問われてくるわけですから、いわゆるPDCAというところで、プランを立てたらどうしていくかというところ、その中でまたいろいろ修正しなければいけないことがあったり、運用のところ、むしろ大事になってきますので、むしろ、それは当然のことだということで、あまりそこを細かく固めて、逆に身動きがとりにくくしてしまわないほうがいいのではないかというのが先ほど出たご意見だったと思いますので、そちらのほうで（計画策定を進め）、むし

ろ、今、委員がおっしゃったことは次の段階でやっていかないといけないということを、きちんと認識した上で、あまり次の段階を縛らないように、ある程度ルールだけ引いといたら、あとは細かい運用については、またこれから柔軟にやっていくという方法のほうがいいのではないかと私は思います。

#### 【委員】

柔軟は柔軟で私もいいと思っています。ただ、考え方が、ずっと変遷があったり、いつどういう形でできるのだろうというのが、ずっとあったものですから、振り返り、それから見直しということを、もう少し掘り下げてやっていかないと、結果的にお金は使ったけど一体何だったのだというような無駄なお金を出資するということがないようにしていただくためには、やはりきちっと1年ごとでも半年ごとでも、できているところ、できていないところをやっていてもらいたい。それを、どこかに私たち市民に示していただかないと、結果的に何年も、この目標が変わってきたり、内容が変わってきたりしていますから、一体どうなるのだろうという不安がありますから、その辺を考えていただきたいところを、どこかで押さえなければならぬかと。ここで押さえなくてもいいとは思いますが、結局、やったかやらないか、誰がどこでどうやって振り返るのか、そういう諮問ではないですけども、内容をどうやって掘り下げていくのかというか、課題を探していくのかという作業は、やはり言葉だけではなくて、現実に行ける形にしていかないと、過去からいっても、なかなか難しいという話にはなってくると思うのです。人の確保、資質の向上、そんなものも入ってくるでしょうけど、それをいかに、どうやっていくかというのが、どこかで示していただかないと、非常に分からないというところになってくるとは思います。

#### 【会長】

基幹相談支援センターに関しては、既に決まっていることについては触れてもいいとは思いますが、市が直営するとか、基幹相談支援センターを中心に連携体制を図ってい

くというか、そういう文言は入れることはできるのではないかとと思うのですけども、あと、それ以上の細かいところについては、残念ながら、そこまでは今の時点で踏み込むのは、我々として、できないと思いますので、ある程度のルールぐらいのところにしていただけたら、ありがたいと思います。ただ、おっしゃったことは当然のことで、これから、そういうところを、きちっとチェックしていかないといけないというのは、そのとおりだと思います。

#### 【事務局】

委員がおっしゃるとおりのことで、我々も認識しております。相談支援の強化の分だけでなく、この長期推進計画に掲げている項目は、最後のページのところででも推進体制ということで進捗管理のほうをしていかないといけないと思っております。この社会福祉審議会、全体会の中にあるのですが、毎年報告する中で、その進捗管理はしていくと。この後、審議いただく障害福祉計画のほうでも、3年ごとの計画の中でも、ここに関係する具体的な取組としても掲げていく中で、その実績報告であるとか進捗管理をしていくという形になりますので、ルールとしての方向性のことは、この計画の中で書かせていただくのですが、進めていく中で、いろいろな課題ですとか、それと問題点等、進めていく中での、そういったことも踏まえながら、状況に応じた対応というのを、どうしていくかというのは、そのとき、そのときに考えていかないといけないと。そこは最初から計画の中に具体的に書くのではなくて、進めていく中で対応していくという考え方を持っておりますので、全体、基幹相談とか相談支援事業所だけではなくて、全ての項目について最後のページで、推進体制というところで我々は見えていくと思っておりますので、そういったご理解をお願いいたします。

#### 【会長】

理念のところ、まだ議論できてないですが、最初のほうで議論をしたと思うのですけれども、最終的にこれでいいかどうかということについて、できたら皆さんのほうで意見の

一致ができたかと思っておりますが、いかがでしょうか。

基本理念として、大きなテーマとして「すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ」という大きな目標設定があって、その中に丸1、2、3、4と並んでいますが、宝塚市のこの計画の基本的な理念について4つ並べられています。

それを読み上げますと、<sup>が</sup>障<sup>い</sup>碍のある人の人権と完全で平等な基本的自由の促進、保護、確保と固有の尊厳の尊重を促進します。保護という言葉が使われていますので、そこは議論の余地あるかもしれません。

2つ目、<sup>が</sup>障<sup>い</sup>碍のある人が必要に応じた支援を活用しながら、自分で決定する生き方が尊重される社会であり、<sup>が</sup>障<sup>い</sup>碍の特性に配慮した自助、共助、公助の支え合いを実践し、安全で安心な暮らしをめざします。自助、共助、公助と、自助が優先というニュアンスはどうしても出てしまうのですが、これ一つ一つのフレーズみたいになっているみたいなので、これで使うみたいになっています。

3つ目、<sup>が</sup>障<sup>い</sup>碍のある人もない人も分け隔てなく、お互いを認識、尊重し合い、同じ地域の一員として社会的つながりを保ちながら、自己実現に向けて、すべての人が自身の能力を最大限発揮できる社会をめざします。ここで能力という言葉が出てきますけど、それでいいかどうか。

最後に、社会にある障壁、バリアですが、それにより自分らしく暮らすことができない人がいることを、すべての人が理解し、その原因を取り除くために自ら行動を起こし、ともに支えあって生きていく共生社会の構築をめざしますと。これが15ページの内容です。

16ページの3番のところを見ていただきたいのですが、この基本理念を実現するための4つの基本目標として4つ掲げられています。1つは共生社会をめざし、<sup>が</sup>障<sup>い</sup>碍のある人の主体性を尊重し、社会参加と自己実現を支援します。2つ目は、<sup>が</sup>障<sup>い</sup>碍のある人の権利擁護、差別解消を推進します。3つ目は、<sup>が</sup>障<sup>い</sup>碍のある人の住み慣れた地域での安全、安心なくらしの実現をめざします。最後に、<sup>が</sup>障<sup>い</sup>碍のある子どもの成長にあわせた、切れ目のない療育や教育を推進します。

以上が、この計画の基本理念に該当するところですが、何かお気づきのこととかありましたらお願いできればと思います。

すが、いかがでしょうか。

**【委員】**

15 ページの大きな3つ目ですけれども、能力という部分が気になったのは同じ意見です。全ての人に自分の能力を最大限発揮できるというところで、何かといいますと、能力の強い、弱いという意味を表しているというのと同じではないかと思ってしまうのです。私としては、能力が弱いままでもいいのだと、そういった社会というイメージがあります。ですので、最初のタイトルのところで、すべての人が自分らしく暮らせるというようなところがありますが、その言葉をそのまま持ってきて、全ての人自分らしく暮らせるみたいな、もう少し優しい雰囲気になったほうがいいと思いました。能力というのは、少し気になったところです。それよりも、自分らしく、たとえ弱いままでもいいのであると。何か違った言葉に置き換えられないかと思いました。

**【会長】**

そうしましたら、能力という言葉ではなくて、例えば自己実現に向けて、すべての人がそれぞれの自分らしさを最大限発揮できる社会というのは、いかがでしょうか。能力ではなくて、自分らしさというか、それぞれの持ち味というニュアンスで自分らしさというのを最大限発揮できる。事務局のほう、それでもよろしいでしょうか。

**【事務局】**

今、ご指摘いただいたような形で自分らしさを発揮できるという言い方でも、我々としたらいいのではないのかと思っております。

**【会長】**

それでは、能力ではなくて自分らしさということに変えたいと思います。

**【委員】**

1つ目ですけれども、完全で平等な社会を実現しますで、

いろいろ書いてあるのですが、社会を実現しますぐらいの簡単な形ではどうかと思っています。

2つ目が、<sup>がい</sup>障害のある人が必要とする支援を受けられ、自分らしい生き方ができる社会にするとともに、差別をなくし安全で安心な暮らしをめざしますとしたらどうかと思うのですが、あまり私は自助、共助、公助と書くよりは、本人主体の考え方の部分を書いていただけたらと思います。これについては、全体会ときの文言で入れたらどうかというような意見を出した部分ですけれども。

#### 【会長】

だから、1つ目の固有の尊厳が尊重される社会の実現を目指しますということに変えたらどうかというご提案ですか。最後は、尊厳ではなくて尊厳が尊重される社会を実現する。<sup>がい</sup>障害のある人の人権と完全で平等な社会を実現しますという文言にしたらどうかということですか。今の1つ目のところは、保護と確保の意味が分からないので、確保という言葉はやめておいたほうが良いと思いますので。

#### 【委員】

今、ご説明いただいたように、基本的自由の促進、保護、確保、このうち保護と確保が曖昧といいますか合わないので、省くというような意味だと思うのですが、背景は、今は例えば日本国憲法を尊重して、長い間さまざまな憲法の考え方が社会に浸透しているので、基本的人権をきちっと保護している、確保ができるというのは当たり前なので省くという言い方であれば、私も賛成ですが、そこのあたりを確認させていただきたいです。

#### 【会長】

もう少しシンプルに言ったほうが良いというご意見だと思いますので、<sup>がい</sup>障害のある人の人権と完全で平等な社会を実現しますということで、この人権と完全で平等というところで、もう全て網羅できているのではないかという、そういうご意見で、しかも、もう少しシンプルなほうが良いだろうということだと思えます。

障害のある人が必要とする支援を受けられ、自分らしい生き方ができる社会にするとともに、差別をなくし安全で安心な暮らしをめざします。これでよろしいでしょうか、皆様も。委員の訂正の案で、前のエッセンスが失われているとかいうことがなければ、それでいいかと。よりシンプルで分かりやすいほうがいいと思いますので、よろしいですか。

それでは、その方向で修正するというのでいきましょうか。

#### 【委員】

基本的理念の次のページに書いてあるのですが、基本目標の4つの中で能力という言葉があるので、そこも先ほどと同じように、自分らしくといったような言い方に整合性を取って変更してほしいと思います。

#### 【会長】

16ページの基本目標の1のところの中の文章です。上から3行目、そして自身の持つ能力を最大限に発揮しながらというところ。そこを自分の持つ能力に代えて、そして、その人らしさを最大限に発揮しながらということにしましょう。

#### 【委員】

第5次長期推進計画の34ページです。バリアフリーのことですが、外出先でのということ。今まではソフト面だったけれども、ハード面に変えたという言い方になっていますけれども、分かるのですが、外出のときに障害者が困る例の中に、このままだったら文章とか映像とか声とかによって情報を提供する方法を何か軽く見えるというところが、少し気になっているのです。もう一つは、情報提供だけではなくて、意思疎通の意味で情報、意思疎通を支援するという取組が必要である。宝塚ろうあ協会は、情報支援ボードというのを作って、あるスーパーと一緒に、それを作ったのですが、その目的は何かというと、お互いにコミュニケーションを意思疎通できるようなやり方でできるように、情報を提供する、そういう面では意思疎通支援みたいな言葉を



入れていただけたらいいと思います。ハード面と言ってしまうと、お任せしてしまうというイメージがあるのです。けれども、コミュニケーションボードというのは絵を見て、例えば袋は要りますかとかいう絵があるのです。それを指してお互いにコミュニケーションをスムーズにするということです。どちらかというところにはソフト面も入っているのです。ハード面というのと、少し違うということがあるので、そういうことを示すのに工夫が要ると思います。

**【事務局】**

今、ご指摘いただいたのは、ソフト面からハード面に変更しましたが、ソフト面のバリアフリーの項目の中にも、この意思疎通支援の意味合いの項目を付け足したほうがいいという意味合いでしょうか。

**【委員】**

そうです。

**【事務局】**

分かりました。検討して追記させていただきます。

(2) 宝塚市障害福祉計画（第6期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第2期計画）の素案について

**【会長】**

前回は地域移行について、少し議論があったということと、それから医療型児童発達支援についても、この説明でいいのかどうかというところで議論があったと思いますが、これについて事務局のほうで、そういう訂正案が上がってまいりましたので、これをご覧いただいてチェックいただきたいということと、それ以外の部分についても何かお気づきの点があれば、遠慮なくおっしゃっていただけたらと思います。

それでは、地域移行支援について、12ページ、13ページ、このあたりの説明について、いかがでしょうか。

では、地域移行支援の目標値がかなり控えめな数字になっていますが、それについては、13ページにありますようにア

ンケート調査した結果、大体これぐらいの実際に地域移行したいという方がいらっしゃると思いますので、それに近い数字を上げたという根拠を示されたということと、それでも難しいケースとして、こういう理由が考えられるのではないかということも上げた上で、今後は具体的にどうしていくかということについては、自立支援協議会のほうでも、このアンケート結果とか、うまくいかない理由とか共有して、一緒に考えていくという、そういう方向を打ち出していますが、いかがでしょうか。

もう一つは、医療型児童発達支援、57 ページです。これについて、医療型の児童発達支援事業所がなくなるということで、少し不安が起こるのではないかというご懸念から、ちゃんと不安が起こらないような説明をしてほしいという、そういう意見が出たと思います。それについて、いかがでしょうか。

#### 【委員】

前回、こちらの医療型のほうで言わせてもらったことがあったと思うのですが、文面にすると多分これになるということですが、やはりこれの内側というか、通所されている現状の方たちへの説明とかは、しっかりとしていただきたいということで、しっかりとお願ひしたいと思っています。

それと、53 ページですけれども、医療型児童発達支援で、下の図のほうで、市町村のほうの点の2つ目の医療型児童発達支援と書いているのですが、これはこのままでいいのですか。なくなるのに、これは計画だからここにあるというのが、私の中で何であるのかというような感じだったので、その辺を説明していただけて、載せなければいけないというか、載せていくものだとされるなら、それはそれでいいと思っています。

#### 【事務局】

53 ページに記載させていただいております下の表になりますけれども、児童福祉法における福祉サービスということで、法律に基づいたサービスの一覧という形で記載させていただ

いております。こちらの医療型児童発達支援も含めまして、実際なくなる予定ではありますけれども、また今後も数値目標等は掲げていくこととなりますし、また計画のほうには記載していきますので、これはもう一般的な図の表というご理解でいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 【会長】

53 ページはこのまま残すということで。

あと 57 ページの説明ですが、この資料というの、くつつくということですか。

#### 【事務局】

資料 2 の参考というところかと思っておりますけれども、計画自体には、これは載らないという形にはなりますので、今回の説明というところで、ご理解しやすいかと思っ、参考としてつけさせていただいております。

#### 【委員】

2 番の医療型児童発達支援ですけども、これが計画のほうでは一人になっているのですけれども、これが市外での利用を想定した数値としていますということですけども、何かこれが、もうひとつ分かりにくいというのと、今まで使っていた医療型児童発達支援、すみれ園を利用していた人たち、これから使っていくだろう人たちの数字というのは、どこに反映されるのか、教えていただけたらと思います。

#### 【事務局】

1 名という形で実利用者数を上げさせていただいております。確かに、おっしゃるとおり市外での医療型児童発達支援、宝塚のほうでなくなれば、この近辺では尼崎市等になるかもしれないけれども、市外の実績等は、他市でも 1 名いらっしゃる場所も計画上、上げている市であったり、実績のほうもあつたりするということなので聞いておりますので、本市としましても、ないからゼロですということは目標として掲げたくないと考えており、1 名という形で記載をさせてい

ただいております。

また、現在ご利用されている医療型児童発達支援のご利用者様につきましては、福祉型という形にしておりますけど、児童発達支援のほうになりますので、左側の56ページの児童発達支援に人数が加わってくるという形になります。

#### 【委員】

31ページに就労定着支援という指標ありますが、見込みとして第6期計画期間が、倍増ぐらいの見込量というのを見えています。絶対数は少ないかもしれませんが、それに対して、どういう確保策をするのかというのが、下に書いてはあるのですが、具体性に乏しいと思ひまして、具体的に何がいいのかというのは私も思ひつかないのですが、その辺、何か考えているところがあるのでしょうか。

#### 【事務局】

第5期と第6期の数値に関しましては、基本的には見込方法は、伸び率や一人当たりの利用というところを想定しまして、第6期の数字を見込んでおります。また平成30年度からスタートした就労定着支援というサービスが、まだまだこれから伸びていくであろうサービスになっていまして、特に平成30年度は2人しか利用がなかったというところになっておりますので、これから就労定着に関するサービスの評価が変わってくるかと思ひますので、これに関しては、就労された方に対する報酬等も変わってくるのではないかと見込んでおひまして、人数も右肩上がりに増えていくのではないかと見越しておひます。

ただ、就労定着支援事業所は、市内にはありませんので、これから市内でも就労定着支援事業所というのは増やしていかないといけないと考えておひますので、この制度で、就労されてからの不安というところも、障害のある方についてはあるかと思ひますので、支援をしていくところになりますし、また成果目標にもございます福祉施設から一般就労への移行、18ページ、19ページのほうに就労定着支援事業所数を、まず目標としては1事業所を上げさせていただいておりますけど、1事業所だけではなくて、何事業所も増えていく必要があるのではないかと考えておひますけれども、就労

定着率が8割以上、就労したから、すぐ辞めるとかではなくて、定着を目指していくというところも具体的に目標に掲げる必要がございますので、この目標を達成するためにも就労定着支援というサービスにつきましては充実していかなければならないと考えております。

**【会長】**

毎年7名ずつ増えていくけど、7名を支援する事業所がないのです。それで大丈夫なのかという、そういうご質問だったと思うのですけど。

**【委員】**

今ないけど増やしていこうという、それも具体ではないのだけども、そういう考え方を今聞きましたので、そういう方向に、ぜひ実践していただきたいと。

**【会長】**

第5期は18人見込で、18人は実績とあります。事業所がないのに、何で18とか出てくるのですか。

**【事務局】**

第5期計画期間の平成30年度と令和元年度というのが実績になっておりまして、30年度2人、令和元年度、11人の方が就労定着支援の利用実績がございます。この方は、確かに皆さん、市外の就労定着支援事業所をご利用されておられまして、例えば就労移行支援とかをご利用された後に就職されて、就労定着支援という形で、セットではないですけど、そういう流れでご利用されているという形になっております。就労移行支援も、市内だけではなくて、市外の利用者もたくさんおられまして、それで就労定着支援というのは、現状としては市外の事業所があるということで、令和元年度11人の実績となっております。事前資料の配付でも説明させていただいたのですけど、令和2年度の実績につきましては、なかなか、コロナ禍の影響で、数字というのが見込みにくい現状がありますので、基本的には平成30年度と令和元年度の、この数値を基に、令和2年度というのを実績見込として今、上げ

させていただいております。実際、こちらでまだ把握させていただいている実績というのは、コロナ禍の影響で数字が増えたり減ったりという不安定な実績になっておりますので、それにつきましては、そういう形で数字を見込んでおります。

**【会長】**

改めて確認したのですが、その実績も含めてですけど、市外の事業所とかを利用した人もカウントされているのですか。

**【事務局】**

そうです。サービスにつきましては、市民の方は、どちらの市のほうでもご利用はできますので、市外の事業所の利用者の方も全サービスについて含まれております。

**【会長】**

宝塚市民の方であっても、ほかの市の事業所を利用しているという人もカウントされていると、そういう理解でいいですね。

**【委員】**

50ページの7番のスポーツとレクリエーションのところですが、事業内容の<sup>がい</sup>障害のある人の交流・レクリエーション等に資するために、<sup>がい</sup>障害のある人のスポーツ大会を開催しますとなっているのですが、大会だけではないのかと。教室とか、上は「教室開催等」と書いているので、言葉を「等」にすると必要ではないかと思ったのですが、どうですか。

**【事務局】**

「大会」となると、限定的になると思いますので、「大会等」でいいですか。そういう形で表現を変えさせていただきたいと思います。

**【委員】**

50ページの8番、要約筆記者養成研修事業、この言葉は合っていますが、その中の説明が合わないのです。手話通訳者

及び要約筆記者というのは整合性がないのです。これであれば手話通訳及び要約筆記養成研修事業という事業の名前になると思います。要約筆記、手話通訳という2つの文言を入れていただくべきところだと思うのですが、つまり手話通訳という言葉は、これだけでは意味が分かりません。

**【事務局】**

基本指針等も確認させていただきながら、要約筆記者養成研修事業だけだったら手話通訳者のところの文言というのは確かになくていいのではないかと思います。逆に手話通訳者、要約筆記者養成研修とか、どちらかになるとは思いますので、そちらにつきましては、お調べさせていただいて、また報告させていただけたらと思っております。

**【委員】**

基本的に手話通訳と要約筆記者、どちらも意思疎通支援には必要な養成だと思いますので、どちらも載せるという方向で改めて確認をよろしく願いいたします。

**【会長】**

45 ページに⑧番に手話奉仕員養成研修事業というのがありますが、手話通訳のほうは、こちらではないのですか。

**【委員】**

手話通訳士と手話奉仕員の求められる手話のレベルというのが、少し微妙に違うのです。奉仕員は日常生活会話ができる程度というレベルを求めている。先ほど養成となったのは、きちっと手話通訳ができるという資格を求めているので、少し位置づけが違うので、そのあたりも整合性を確認していただいた上で、合ったほうに修正していただきたいと思います。

**【委員】**

22 ページですけども、2つ目の宝塚市の目標設定における考え方が分からないので教えていただきたいのですが、障害福祉サービス等の研修には毎回職員が参加し、後にシステム

による審査結果を事業所と共有することでとか書いてあるの  
ですけれども、このシステムというのは、その辺の説明が要  
るところだと思います。その下に目標達成の取組とい  
うところで、ここにも審査のシステムということだと思  
うのですけれども、その結果を活用して事業所や自治体と共有す  
る体制という、この体制というのは一体何なのだ、上で捉え  
ると、何か私にしたら一律で物事をおやりになられるのかと。  
もうシステムで出てきた分以上は認めないとか、個別の判断  
というのは、どうしていくのだ、いわゆる上限を超えた場合  
はどうするのだということが、ここでは、そのまま切っ  
てしまうのだと思ってしまいます。もう一律で切っ  
ていきますと、私はここで読んでしまっているのですけど、適正なとい  
うのを。その誤解を生むのではないかと思うので、もう少し、私が  
先ほどの理念のところでも申し上げたとは思  
うのですけども、必要な人な必要なサービスをと形の雰囲気にはこれ、取  
れないです。国のほうでも、障碍の総合支援法と介護保険の  
適用にかかわる適切な運用の中でも、原則は原則として、介  
護保険対象の障碍者から障害福祉サービスの利用が出た場合  
には、一律に介護サービスを優先させることはせずという文  
言も入っているのです。いわゆる、その人一人に合わせた柔  
軟なサービスの提供をすることとなっているはず  
ですけども、ここでシステムという  
と、もう一律にしか聞こえてこ  
ない。この辺が、私としては、今までどおり、上限ですと切っ  
てしまうという話に聞こえてくるのです。それを、もう少し考  
えていただく、説明がどうしたらいいのかと言われると困  
るのですが、その辺、誤解を受けないような何か補足は要  
ると思うのですが。

それと、23 ページに障害福祉サービス等の見込量という  
ところで、該当する内容というのは、ここに書かれていたり  
するのですけれども、最終的に数字的には、まとめている形に  
なるのですか。これが大体どれぐらいの人数を想定している  
かというのは、どこで出てくるのかと。というのは、数字  
的に、ここに全部まとめて出てきてるとい  
うことで私は取っているのですが、その  
辺、何人ずつぐらいいるのだら  
うというのを、出てきた数値とい  
うのは、どこで分かるのかと。

あとは、24 ページですけれども、居宅介護事業所への研修の



事項を促進していくことにより、これが、どういうふうにとったらいいのか、読んでいても、よく分からないですが、促進というのは、しなさいというだけですか。実質的にやりなさいということを行っているのですか。こだわっているのは、前ページの同行援護でも、なかなか研修を受けてもらえていませんというところで進んでいません。そしたら、そのためにはどうすべきかというので、受講しなさいとお知らせする、国のほうではこんなことやっています、県のほうではこんなことやっています、ここでこんな研修ありますということをお知らせするという意味合いなのか、市が自分たちで今足りてないサービスに関して、こういう研修やら受講体制を整えていく、そういうことを積極的にやっていくという意味合いなのか、その辺、どういう意味合いにとったらいいのかと。それができれば、強度行動障碍<sup>がい</sup>なり、障碍者<sup>がい</sup>に対するサービス提供体制を整えていきますと。では、整えるためには、事業者が頑張るというだけですか。なかなかハードルの高い部分だと思ってしまうので、そういうハードルの高い部分について、どうやっていけば提供できる体制になっていくのかということだと思ってしまうのです。やはり資質の向上というのであれば、市として、どうやっていくのかと思います。ですので、行動援護でも、要はガイドヘルパーでちゃんと連れていくだけということではなくて、将来に向かって、そういう方々に対して訓練を重ねていくという言い方、経験を積んでいってもらう、それから理解していくことに関して意思決定を図っていくとかいう意味合いが、僕はあると思うのです。単なるガイドヘルパーではないというところが、売りだと私は思っていますので、そういうことを、積極的にやっていくことで障碍<sup>がい</sup>の重い人でも地域の中で生活していく一助になってくるのですということが国のほうで考えているのだと思うので、市としての努力というのは、どうしていったらいいのかというのは、入れていただかなければならないと思います。

それと、このサービス、いろいろ書いているのですけれども、その中で、どういう内容でというのは書かれているのですが、事業所がどこがあるのだろう、どんな事業所があるのだろうというのは、なかなか分かりにくいんじゃないかと思うので、こんなところが、やっているところが、こんなことし

ているというような、何かもう少し分かるものというか、情報提供の形がどこかでできないですか。

**【事務局】**

まず 22 ページの障害福祉サービス等の質の向上につきましては、支給決定ではなくて、これは、あくまでシステムとおっしゃっていただいているのが自立支援の審査支払システムになりますので、請求された後の間違いがないように事業所の質の向上、請求の質を上げていくということがメインとして国のほうは考えておりますので、事業所にとって、請求に当たって注意すべき点であったり、過去に間違いが多い請求などを共有させていただく中で、そういう共有するための機会を得るというところで、修正等の事務負担の軽減を図ろうということが国の想定している質の向上というところになりますので、この共有する体制の有無及び実施回数というのは、例えば集団指導であったりとか、そういう形で請求の間違いがないようにというところを想定して、国のほうは基本指針を示されているという形になります。

次の 24 ページですけれども、見込量として掲げさせていただいている居宅介護から重度障害者等包括支援につきましては、これは国の基本指針で示すものの項目として、この 5 つを総利用という形の時間数で上げるような形になっておりますので、こういう形で計画のほうでも上げさせていただいているというところになっております。

最後にご指摘いただいております居宅介護事業所等への研修の受講の促進の部分についてですけれども、確かに市のほうで研修を主催していくというようなことも、この意味合いの中には含まれてこようかとは思っております。この 3 か年の計画ということにはなりますけれども、状況を見ながら、何が必要なのかというのは判断して行っていきたいと考えております。

**【委員】**

先ほど言われた国はということではなりましたが、その国が出している根拠というのは、また資料として出していないでしょうか。取り方によっては、違ってくるこ

とになると思うので、お願いしたいと思います。

それと、個々のサービスについて、何人ぐらい利用しているのか、トータルここなのだと、やはり基がなかったら、当然数字出すだけで、まとめるとはなっているか分からないけども、結局どこの根拠でこうなっているのと、基の数字は何なのと、一般的に疑問に思うと思います。だから、その辺は載せていただけたらと思います。

それと、先ほど主体的におやりいただければ、ニーズに応じていただくということになると思います。各団体からも要望書というのは常に出ています。その中で、できていないとか、なかなか難しいという部分については、先ほど言ったような資格であるとか、研修を受けてないとかというのものもあると思いますので、その辺は積極的にお願いしたいと思います。その辺の、やりますというところを、もう少し一言書いてくれたらうれしいと思います。

あと、相談支援事業所がどこにあるかとか、どういう名前かというようなところは、ここでは書かない、どこにも書かない、サービス提供しているところはどこなのかというような、この中では、要は国に出す分については関係ないと思うのですが、市として残す部分については何らかの図の中でも、相談の支援の中でも、そんなところがあると思いますので、どういう事業所が5つあって、どこでやっているか、それが7つの中に入ってくるのか、入ってこないのか。これ以上同じことは言わないですけど、そういうような形で、どこがどうやっていくか、具体的に進めていく内容というのが、この6期の内容だと思いますから、そういうことになると思うので、お願いしたいと思います。

それで、相談支援については、目標達成に向けた取組というところで、その辺のことを加味して書いていただけたらと思います。

#### 【会長】

22ページのシステムというのは、障害者自立支援の審査支払のシステムですか。それを、はっきり書いたほうがいいと思います。要は、皆さんが病院にかかったら医者が保険でお金をもらわないといけないです。同じことをやっているわけ

です。そのシステムで、あまり請求の仕方がおかしかったら、いっぱい注文が来るわけです。そのことを言っているのです。だから、少し違和感あります、質のレベルを上げるという利用者サイドの点で質を上げていくということと、お金を言われないように請求するということのつながりが、よく分からないので多分、混乱しているのではないかと思いますので、その辺を、このシステム云々のことを入れる必要があるのかどうかということも含めて、考えていただけたらと思います。

それと、訪問系サービスということで、一括して実績とそれから見込が出ていますが、それぞれごとに出していただいたほうが変化も分かると思いますので、それは難しいですか。

#### 【事務局】

今、ご指摘いただいた部分につきましては、国の表記の仕方につきましては、今出させていただいているとおりの、まとめた表記ですが、個別の部分について載せたほうがいいというご意見ですので、検討させていただけたらと思います。

もう1点、事業所の情報提供の部分についてですが、事業所につきましては、各年度においても開始されたところとか、新たに加わる場所がありますとかというのがございますので、できましたら事業所の情報提供というのは差し控えさせていただきたいというのが事務局の思いでございます。日々、市民の方につきましては、ホームページ等、随時更新した情報を提供しているというのがございますので、それでご理解いただけたらと思っております。

#### 【委員】

相談の部分と言っていましたが、7つの地点でやるとか、いわゆる社協でやる、公社でやるとか、そういうような、まずやめることがないようなところだけでも、相談支援事業所として、どこがあって連携してやっていますみたいところが分かりやすくしてもらえたほうが、私はいいのではないかと、ほかのサービス提供というのは、それなりなのだと思いますので、その辺お願いしたいと思います。

**【事務局】**

相談支援の部分だけ記載したらどうかというご意見かと思いますが、実は今、市の内部事務的なことでいいますと、来年度からする方向というのは皆さんのほうにお示しはしているところではございますが、まだ予算の確保とともに、どこが請け負っていただくのだというところが現時点で、なかなか書きづらいというのが今、正直なところでございます。

**【会長】**

計画と啓発というのは分けて考えたほうがいいと思います。啓発は啓発で、きちんと、どういう事業所があってというところをやっていくのと、それと計画は分けたほうがいいと思いますので、今回は少なくとも分けて考えていただけたら、ありがたいと思います。

あと、24ページの研修の受講を促進していくというところですが、もう少し例えば研修の受講環境を整備し受講機会を増やすことでとか、環境を市としても整えていくという、その中で例えば研修の機会を積極的にこちらから用意するとか、何かいろいろ阻害要因を取り除いていくとかというニュアンスを込めるということで、研修の受講環境を整備し、それから受講機会を増やすことと書いてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

あと、医療型児童発達支援について、57ページを見ると、医療型児童発達支援の中だけの変更に見えます。でも、この資料2を見ると、もっと大きな変更です。福祉型児童発達支援センターに機能が集約されるという、そういう大きな変更と理解してよろしいですか。そういう大きな変更があるということ、54ページあたりに書いておいたほうがいいのではないですか。理解しておいていただいた上で、そういう変更があるから、医療型の児童発達支援センターはもうなくなりますということが、より分かりやすくなるのではないかと思いますので、この資料2に沿った大きな変更が起きましたということを、章立て、支援の提供体制の整備のところ、説明していただいて、そして個別の案件にとって医療型は冒頭で書いた大きな変更に伴ってなくなりますけど、心配しなくていい

いですという、そういう説明をしていただいたほうがいいと思いますので、事務局のほうで検討いただけますでしょうか。

**【事務局】**

今、ご指摘いただいた点についてですけれども、事務局の考えとして、このような形を取らせていただきましたのは、前回も少しご説明いたしましたが、この子ども発達支援センターの改正というところですが、あくまで一事業所の部分について、どこまでこの計画に書く必要があるのかというところで、事業所がどうなるというところについての説明が、この計画上は不要なのではないかと判断しまして、あまりそこには触れてなかったのですが、今、ご指摘いただいているのは、そこを書かないことには、なかなか理解がしにくいというご意見ということでしょうか。

**【委員】**

確かに書いていただくことによって具体的に分かりやすくなるかと思えますし、一事業所ということで考えられているということですが、そもそも、児童発達支援センターの中心を担っているのですよね。医療型のすみれ園とか発達支援センターのときですが、そのときは一応センター的なものがあるという感覚でいたのですけれども、本当の一事業所ですか。今まで思っていたのが、センター的なものであるからということで、私たちはそういう認識だったのですけど、医療型だし、センター的なものがあるから、これを載せていただきたかったのですけど、一事業所で載せたらまずいというところはあるのですか。特にすごい改正になっているので、その辺は載せてもらえると、ひとまず市外ですとは書いていますけど1名。1名しかとらないのかとかいう感覚にはなるだろうし、こちらの見込量のほうも、どこまで医療型の子がここに入っているかというのも、これだけ見ると分からないので、今おっしゃっていただいたように、こういう説明を入れていただけるとありがたいと思います。

**【会長】**

先ほど申しあげました大きなところとして変更があるとい

うことをおっしゃっていただいてから個別の医療型に行ったほうが良いというお話だったと思いますので、ご検討いただけますでしょうか。

**【事務局】**

今、ご意見いただきましたセンター機能の部分につきましては、55 ページに児童発達支援センターの整備数というところで1 か所上げてございます。これまでも、やまびことすみれがございましたが、センターとしては、これまでも1 か所でセンター機能を有しているという形になっておりましたので、このたびの改正によって、そのセンター機能に関して、変更はないというところでございますので、どこまで、どのような形で書くのかというのが、課題だとは感じております。

**【委員】**

どうしても疑問があって、3 ページの計画の策定体制で、このヒアリング及びアンケート調査が一つのベースデータとなって、今後将来の計画を作成されるわけですが、ヒアリング調査のところで103 団体にメール送付し31 団体、だから30%ぐらいの回答です。それに基づいて何かアンケートの調査票を作成しているのですか。というのは、30%、非常に、例えば福祉とか障碍<sup>がい</sup>という問題というのは身近な問題で、回答が少ないというのは、関心が薄いというのは、いろいろ原因があるのでしょうか、それに基づいて3年ごとの計画を作っていくのに、何らきちっとした実態が反映されない可能性があるのではないかという疑問を持って、あえて質問させてもらったのですけど。

**【事務局】**

確かに今、ご指摘いただいたように、103 団体に送付した結果、31 団体というのは少ない状況であったと認識しております。このヒアリングの結果を即、今やり直しをすることかということは、難しいと思いますが、これからの流れでいいますと、この素案を作成しまして、パブリックコメントという形で皆さんのほうに見ていただく機会というのがございますので、そういったところでもご意見がいただけたらと考えてい

るところでございます。

**【委員】**

発達支援センターの改正を載せるか載せないという話ですけども、前回でも、僕の印象では、もともとあったものが変わるということで、ここに通っていた人とかが、すごいパニックというか、うちの子どもはどうなるのだというようなことが起きているという現状を聞いていると、親の心配事がすごく目に見えているので、もう少し分かりやすく安心できるように載せてもらったほうがいいと思うのです。僕自身も最初、これを聞いたときに、一体どうなるのかと思ったぐらいなので、載せるような方向でいってほしいと思います。

**【会長】**

不安を起こすような内容になると本末転倒だと思いますので、変わることで、でも心配ないですということを、伝えるものにしていかないといけないと思いますので、個別的なところに入ってしまうかもしれませんが、そこは不安を払拭させるというところを優先して、説明を書きいただけたら、ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【事務局】**

今、ご指摘いただいているように、現在利用されている方につきましては、子ども発達支援センターのほうが個別に丁寧なご説明をさせていただいているところでございます。この計画自体は、その説明をした上で来年度以降のことを書いているところでございますので、一定、我々は必要ないと思っていたところですけども、そこがないと、今後も分かりにくいということでありましたら、子ども未来部と協議はさせていただきながら、再度検討はさせていただきたいと思います。

**【委員】**

52 ページですけども、計画の円滑な実施のために必要な事項として1、2、3とあるのですけども、現実に今、どれぐらいの事例があつて、どういうふうに解決していったかというようなことも載せていただく。だから、差別の事例というも



のを挙げていかなかったら、何が差別であって、何が差別でなかったのかとか、いわゆるどうしていったらいいかという資料の基にもなると思うし、振り返りの中で、これらをどういう風にしていけばいいかというものもありますから、文言をたくさん書いておられますけども、それよりは数字的なものを少し入れていただいて、どんなことが起こっているかみたいなこともしていただきながら、みんなでやっていくというのが必要ではないかと思うので、その辺、説明は説明であってもいいと思うのですが、推移というものを載せていただけたらと思います。

それと、児童発達支援センターですけど、どっちにしたって市直営ですから、基幹となるところは市がやりますというのだから、その辺、よろしく願いいたします。

#### 【事務局】

先ほど説明させていただいたように、障害福祉計画に、こういう説明文書を記載させていただいて、詳細については長期推進計画で認知度の向上を記載させていただいていると思います。また、PDCAのほうでもございますように、行動計画を作成しまして、具体的な件数であるとか進捗管理をしていくというところで報告させていただければと思いますので、この計画の記載に関しては、この文章での記載でというところをお願いできればと考えております。

#### 【会長】

そちらは長期計画で触れられているということでご承知いただけたらと思います。

そうしましたら、まだご発言いただいてない方、もし何かありましたら、おっしゃっていただいたら。

もう時間の関係で、取りあえず、それをこちらのほうで一旦預らせていただいて、また本審議会のときに、こう修正しましたということで、またお示しすることにしたいと思いますので、もしこういうことをしてほしいとか、もう少し考えてほしいというのが、もしあればおっしゃっていただけたらと思います。

**【委員】**

これができあがって、その後、一応進捗状況とかの検証をしていくということですが、そのこのところで、どういうメンバーで、そういう点検していくというのが、ここを読んでも誰がするのかというのが分からなかったなので、そこを教えてくださいたいです。

**【会長】**

この計画を作った後の回し方ですが、分かりにくかったということなので、PDCAのところにもかかわってくるかと思しますので、また説明の仕方等、検討させていただきます。

**【委員】**

先ほどから言っていた子ども発達支援センターの改正ということで、そのところの一事業所というところが、少し引かかったというのが先ほどあった後、これは市がやっているいわゆる肢体不自由児、知的という方は、必ずここであるので、その一事業所、だから載せられないというのが、少しその言葉に引かかったということだけです。

**【委員】**

就労定着支援事業所は市内にありませんということですが、ほかの市ではハローワークと提携したりして、うまくやっているところもありますし、相談支援事業所とか基幹相談支援センターの事業所に名乗りを挙げてこないということは、その中で魅力がない。何らかの魅力を持てば、事業所が手を挙げてくださるところもあると思うのですが、そういうところもないということは、私たちは相談支援事業所には相談支援専門員という質の高い相談者がいるところを頼りにしますので、そういう意味でも、相談支援事業所がどんどん力をつけていくような市の指導というのか、やり方もあるのではないかと考えております。

**【委員】**

先ほどの数値を書くところで、実利用者数のところを見るときに、市民であれば他市のサービスを利用しても、そのの

実利用者に入るということを聞いて、「ん？」と思ってしまったので、その辺のことで、子どもの発達支援の変更というのは、私から見ても大きな変更点だと思って、それを一事業所と言われてしまうことに抵抗があるし、こういう個別にもちろん利用者との対話をして、保護者の方には理解を得ているとおっしゃっていましたが、こういった公的なものに文字としてしっかり載せることで、より一層心強く利用者の方というのは感じると思うので、やはりその辺のことも、もう少し考えていただきたいという気持ちはありました。

#### 【会長】

実利用者のところは、ほかのところの市の利用者も入ってくるということもありますので、その辺の説明が、どこかにあったほうがいいかもしれません。市が幾ら計画を立てても、事業所がついてきてくれないと回りませんので、そこがどうしていくかということは、大きな課題だと思います。個別の案件になってしまいますけど、不安払拭ということを優先して考えていただけたらと思います。

#### 【委員】

この計画に出てくる自立支援協議会というのがありまして、そちらのほうにも私は入っているのですけれども、こちらに上げているような形で自立支援協議会は、今まで動いてはいないと思います。ここにメンバーがいらっしゃるかと思うので分かっていたかと思うのですけれども、ここに記載して、連携を取っていくように書いている限り、自立支援協議会自体をもっとレベルアップすることと、もっとこちらの案件に出ているものと連携できるようにしていけるようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### 【会長】

小委員会は、取りあえずここでひとまず完結したという形を取らせていただこうかと思います。皆さんから出たご意見を、さらに私と事務局のほうで、改めて精査して、最終的に審議会のほうに、また提示したいと思いますが、皆さんは引き続き計画策定というのが、皆様のお仕事ですので、審議会に

もぜひご出席いただいて、最後まで見届けていただけたらと思います。

最後に、計画は作るのが目的ではありませんから、作ってからが大事ですので、どうやって絶えず変えていく、チェックして変えていくということが大事ですので、そのことも含めて、計画は100%はあり得ない、むしろこれからが大事だということを、お考えいただけたらと思います。

それから、実際に動かしていくには、事業者の方とか自立支援協議会とか、そういうところのご協力がないと動かないということもありますので、それを全体でレベルアップしていくために何が必要かということも、また考えていく必要があると思いますので、それも課題があるということをお覚悟いただけたらと思います。

### 3. その他

#### 【事務局】

(全体会の案内)

### 4. 閉会

#### 【会長】

小委員会としては、これで終わりにしたいと思います。まだ皆さんのお仕事は10月5日、残っていますけど、一応小委員会はこれで終わるということで、これまで活発なご審議いただき、本当にありがとうございました。心からお礼申し上げます。引き続きよろしく願いいたします。